

記者発表資料  
 平成19年6月29日  
 安全管理局救急課長  
 菊池 清博 tel334-6771  
 健康福祉局高齢施設課担当課長  
 黒澤 孝 tel671-3620  
 都市経営局政策課担当課長  
 堀川 尚実 tel671-4202

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

# 構造改革特区(第11次)・地域再生(第5次) の提案を行いました!

構造改革特区・地域再生の提案募集(期間:6月1日から6月29日)について、構造改革特区の再提案として「よこはま救急改革特区」、地域再生の新規の提案として「国庫補助金を受けて整備された公立学校の廃校校舎の財産処分の弾力化」を国に対して行いました。

## ●構造改革特区第11次提案の内容について

「よこはま救急改革特区」(再提案:第7次提案(平成17年6月))

(安全管理局救急課)

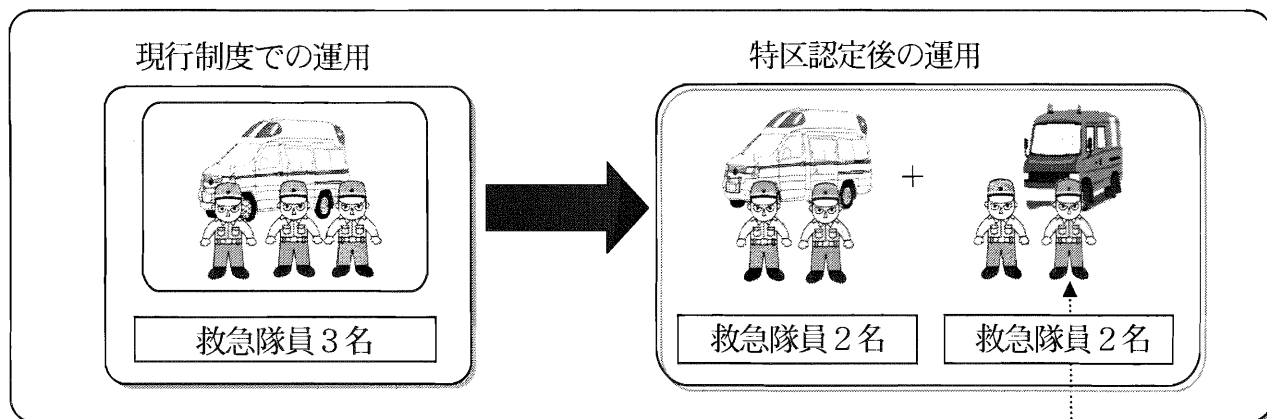
### <背景>

救急出場件数は年々増加しており、救急要請の中には1分でも早く救急現場に到着し処置を行う必要があるものから、緊急度・重症度が低い軽微なものまで様々なケースがあります。こうした状況においても、限られたマンパワーで一刻も早く現場に到着し処置するためには、救急隊員4名が2台の車両に分かれて乗車し、出動するという救急隊の編成が有効ですが、現行制度では、消防法施行令により、救急隊の編成は「救急自動車1台及び救急隊員3名以上をもって編成」と定められており、このような弾力的な運用ができない状況にあります。

この課題を解消するため、本市では、独自に開発した手順により、119番通報時に緊急度・重症度の識別(トリアージ)を行い、その結果に応じて弾力的に救急隊等の編成が行える制度の構築を目指します。

分野	提案の内容(対応)
救急隊の編成基準の弾力化	救急隊の編成人員は「救急自動車1台及び救急隊員3名以上」と定められているが、「救急自動車とミニ消防車各1台の計2台及び救急隊員4名」で編成するなど、緊急度・重症度に応じた弾力的な運用を可能とする。(消防法施行令・消防法施行規則)

### <規制緩和による救急隊の運用イメージ>



既存人員の有効活用を図ることにより、人員増は伴いません。

(裏面あり)

## ●地域再生 第5次提案の内容について

### 国庫補助金を受けて整備された公立学校の廃校校舎の財産処分の弾力化(新規)

(健康福祉局高齢施設課、都市経営局政策課)

#### <背景>

本市では平成22年度までの5年間に特別養護老人ホーム4500床の新規整備目標を掲げるなど社会福祉施設の整備を進めていますが、児童数の減少に伴う統廃合により廃校となった学校跡地の活用を検討しています。しかし、国庫補助金を受けて建設した学校を取り壊して社会福祉施設等に転用する場合、公設であれば国庫補助金の返還が免除されるものの、社会福祉法人が施設を設置する場合は民設という理由で国庫補助相当額の返還が必要となり、廃校の財産処分を進める上での障害となるとともに、廃校校舎自体も資産が遊休化することで安全管理上の問題が懸念されています。これらの市の政策課題の解決を図るため、廃校校舎の財産処分の弾力化について提案するものです。

分野	提案の内容(対応)
廃校の財産処分に係る要件の緩和	国庫補助事業完了後10年以上経過した廃校を取り壊し、特別養護老人ホーム(特養)等の公共用施設の整備を行おうとする社会福祉法人(建設や運営に対して地方公共団体が補助を行うものに限る)に対してその土地を地方公共団体が無償で貸付けた場合は、廃校校舎に係る国庫補助相当額の国庫納付を免除する。(文部科学省通知)

## ●今後の予定

- ・概ね3週間以内に、今回の提案に対する国の1次回答が出される見込みです。